

令和7年度
第1回いわき市消費生活
対策会議

令和7年5月28日

目 次

- 1 本市の消費者行政の現状について
- 2 令和6年度消費生活相談の概要等について
- 3 令和6年度消費者教育（啓発）の実施状況について
- 4 令和7年度消費者教育（啓発）の実施予定について

1 本市の消費者行政の現状等について

(1)消費生活センターの概要

○消費生活相談

衣食住などの消費生活全般に関する商品やサービスへの苦情・相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせん等を行い消費者の安全・安心の確保に努めています。

※あっせん

消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両者の間に入ってトラブル解決に向けた支援をすること。

新たな悪質商法や消費者問題などに対応すべく相談員の資質向上に努めています。



○相談体制

いわき市消費生活センターでは、消費生活相談員3名で消費者からの相談に来所または電話で受付している。

受付した相談内容及び処理内容については専用端末(PIO-NET)に入力し、消費者被害の未然防止・拡大防止のための法執行の活用や、国等の消費者政策の企画・立案に資する他、国民・住民への情報提供に使用されている。

受付時間は来所および電話相談とも、平日の午前9時から午後4時まで。

相談専用電話番号：0246-22-0999

時間外や土日曜日は最寄りの都道府県消費生活センターに繋がる消費者ホットライン「188」を利用できる。

(2)消費生活関連事業

○消費者教育推進事業（消費者教育推進講座等）

消費生活トラブルに係る注意喚起や対処方法などの説明を目的とした講座を実施している。

消費者教育推進講座 小・中・高校生を対象に消費者教育に関する知識の普及・啓発を実施している。

地域講座（出前講座） 公民館や福祉団体などからの依頼に基づき消費生活トラブルの注意喚起や対処方法などを説明している。

消費者教育の普及・啓発を担う人材として、希望する市民から認定した**消費生活コーディネーター**の資質向上に努めている。

○消費者教育啓発事業

消費生活センターの役割や消費者問題などを、市広報紙や市ホームページの他、防災メール・SNS・新聞等、様々な媒体を活用し消費者に広く啓発している。

○多重債務者対策

借り入れ等の返済がが困難な消費者を対象に、平成20年6月より福島県弁護士会いわき支部の協力のもと、債務整理などをアドバイスする**多重債務無料法律相談**を実施している。

○製品安全対策

消費者に適切な品質表示が表示されているか調査するため、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び電気用品安全法に基づき、市内の小売店への立入検査を実施している。

(2)いわき市消費生活対策会議

○目的（いわき市民の消費生活を守る条例第1条）

市は、消費者と事業者の間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに、市が実施する市民の消費生活を守る施策その他の事項を定めるため、昭和58年3月に「**いわき市民の消費生活を守る条例**」を制定しました。

同条例において、消費者行政の適正な運営及び消費者の被害救済の適正な処理を図ることを目的に、知識経験者や消費者・事業者の代表などを委員とする庁外審議組織「いわき市消費生活対策会議」を設置することとし、行政との緊密な連携の元、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進することで、市民の消費生活の安定及び向上を目指しています。

○**処理事項**（いわき市民の消費生活を守る条例第46条第2項）

- ・ 市長が行おうとする指導又は勧告に関し意見を述べること。
- ・ 市長が行おうとする公表に関し意見を述べること。
- ・ 事業者の弁明を聴くこと。
- ・ 市長から付託された紛争のあっせん又は調停を行うこと。
- ・ 市長が行おうとする消費者訴訟の援助に関し意見を述べること。
- ・ 市消費者教育推進計画の作成又は変更に関し意見を述べること。
- ・ 前各号に定めるもののほか、消費者行政に関する重要事項、消費者の被害救済に関する事項及び消費者教育に関する事項を調査し、又は審議すること。

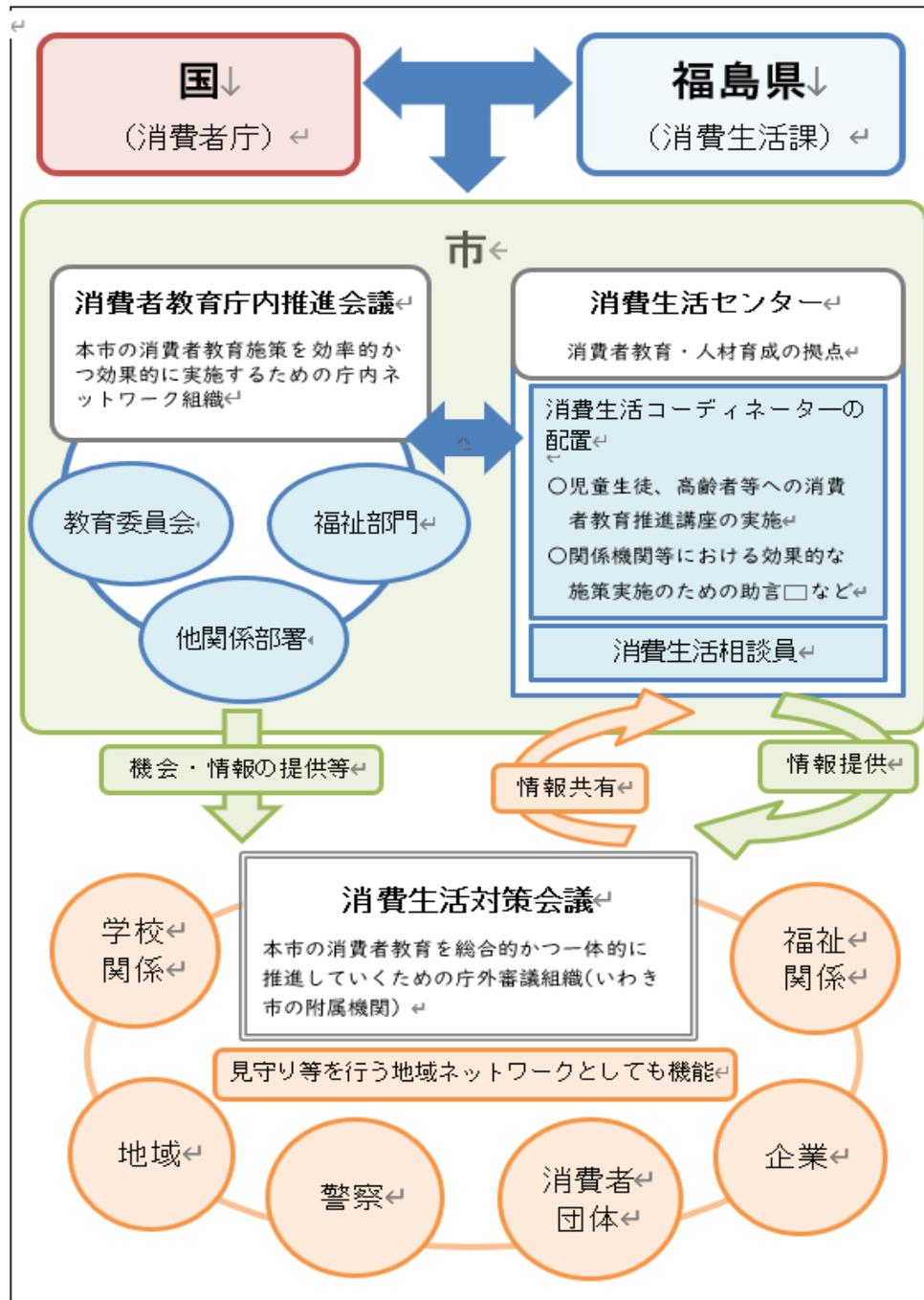
○**組織**（いわき市民の消費生活を守る条例第46条第3項）

委員15人（知識経験者、消費者代表者など）

○**任期**（いわき市民の消費生活を守る条例第46条第4項）

2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）

本市の消費者教育に係る推進体制イメージ



2 令和6年度消費生活相談の概要等について

令和6年度
消費生活相談受付件数
2,190件

昨年度との
相談件数比較
86件(4.1%)増

相談者年齢
最多年代
70歳以上

高齢者(65歳以上)の
相談比率
30.6%

販売購入形態別
最多相談内容
通信販売

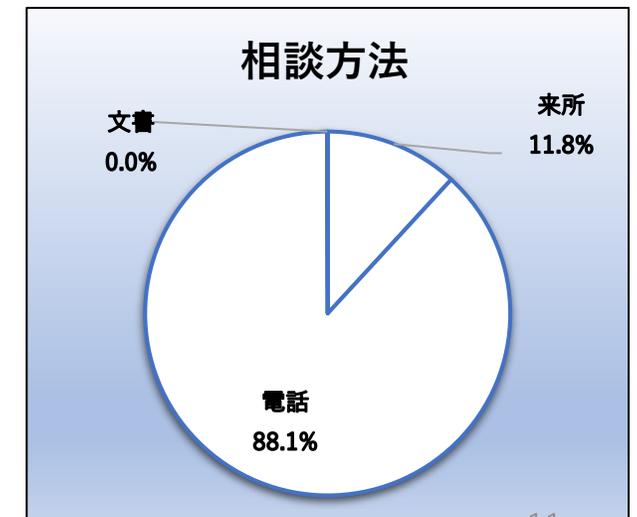
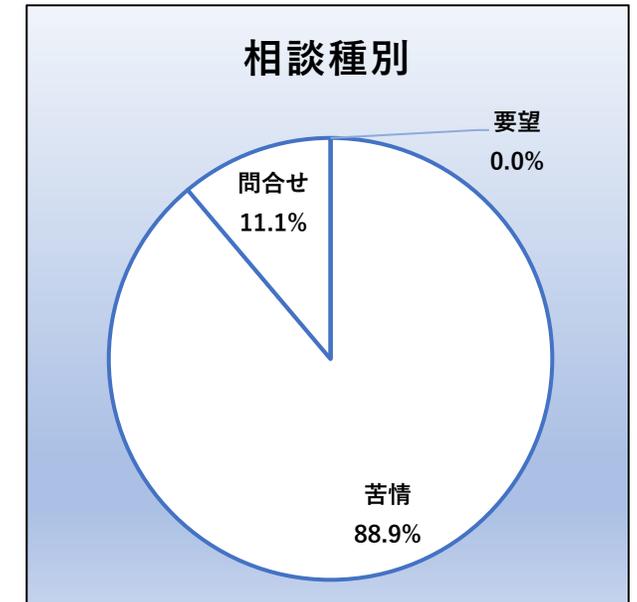
商品・役務別
最多相談分類
商品一般

(1)消費生活相談件数の推移

相談受付件数は**年々増加**。
 (R5:2,063件→R6:2,190件)

相談種別は「**苦情**」が最も多い。
 (全体の9割弱)

相談方法は「**電話**」が最も多い。
 (全体の9割弱)



年度	相談 受付件数	前年度比	相談種別			相談方法		
			苦情	問合せ	要望	来所	電話	文書
令和4	1,982	-	1,751	230	1	195	1,785	2
令和5	2,063	104.1%	1,768	294	1	1,794	269	0
令和6	2,190	106.2%	1,946	244	0	259	1,930	1

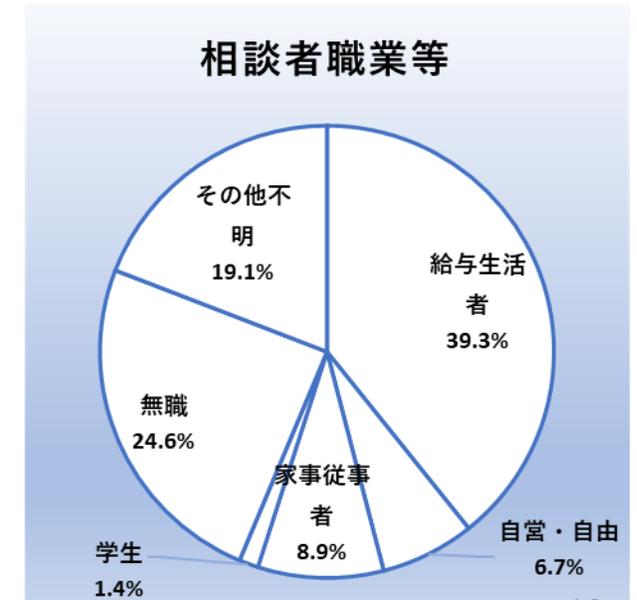
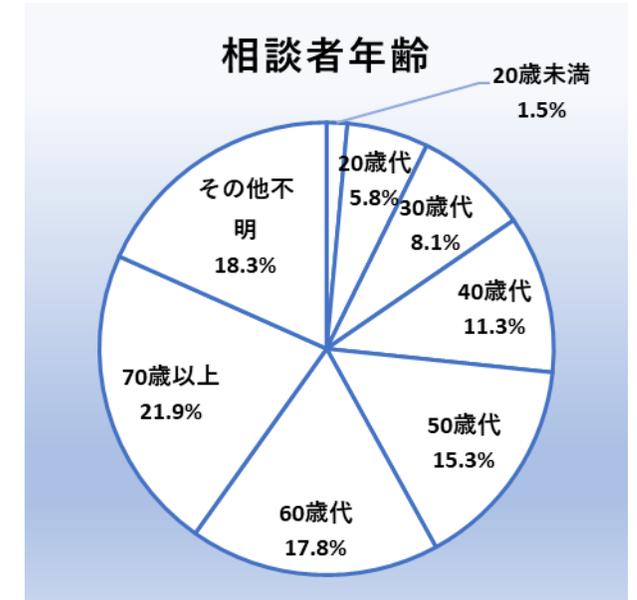
(2)相談者の属性

相談者の年代は**70歳以上**が最も多い。

20代以下の若年層の相談は**減少傾向**。

(R5:194件→R6:159件)

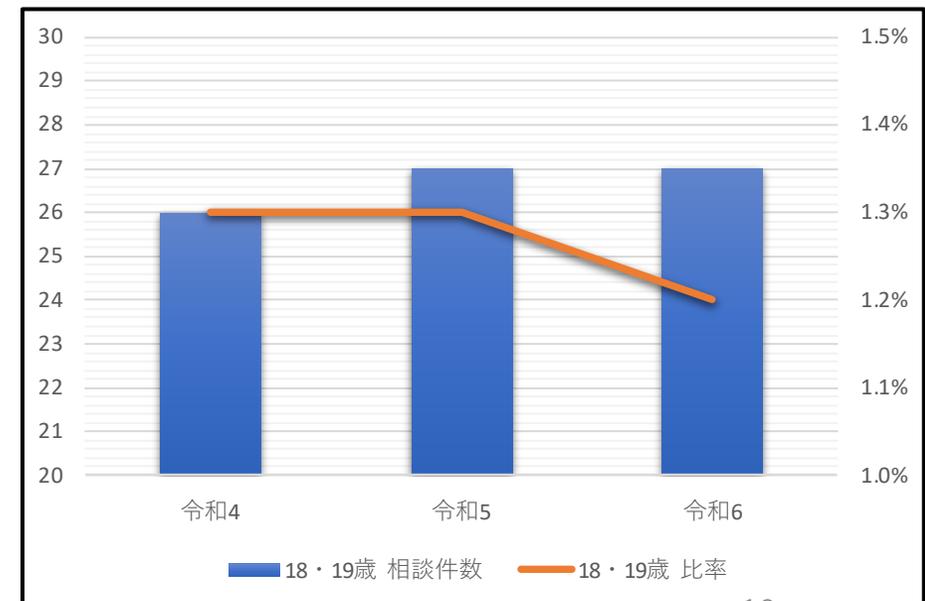
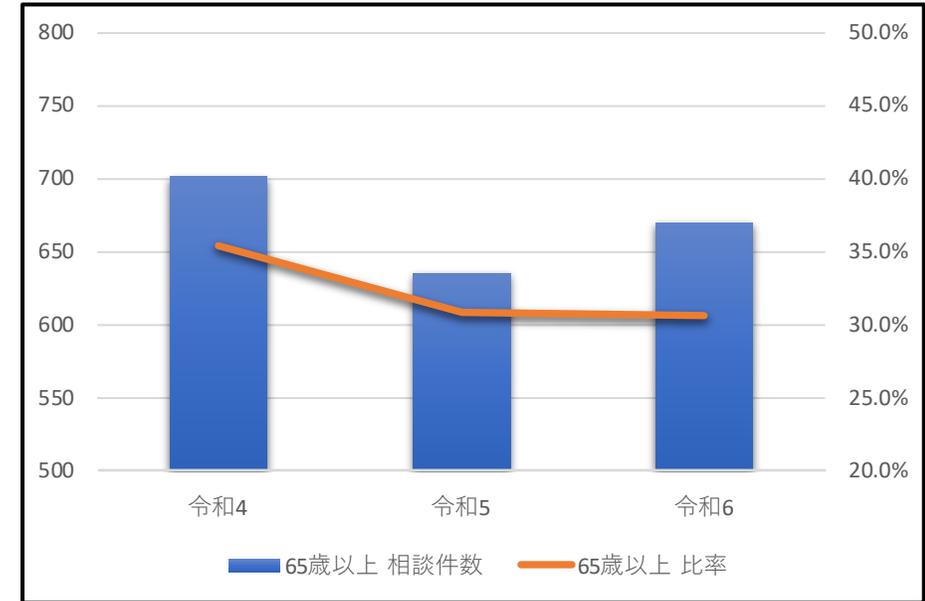
相談件数		相談者年齢							
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	その他不明
令和 5年度	2,063	41	153	130	272	369	362	460	276
		2.0%	7.4%	6.3%	13.2%	17.9%	17.5%	22.3%	13.4%
令和 6年度	2,190	32	127	178	247	336	390	479	401
		1.5%	5.8%	8.1%	11.3%	15.3%	17.8%	21.9%	18.3%
職業等		相談者職業等							
		給与生活者	自営・自由	家事従事者	学生	無職	その他不明		
令和 5年度	2,063	808	135	224	40	528	328		
		39.2%	6.5%	10.9%	1.9%	25.6%	15.9%		
令和 6年度	2,190	860	147	196	30	538	419		
		39.3%	6.7%	8.9%	1.4%	24.6%	19.1%		



(3)高年齢者及び20歳未満の相談状況

- ・ 65歳以上の高齢者からの相談件数は、昨年度と比較して**増加**。
(R5:635件→R6:670件)
- ・ 高齢者と全体件数との比率は、昨年度と比較して**横ばい**。
(R5:30.8%→R6:30.6%)
- ・ 令和4年4月から民法改正により成年年齢が引き下げられた18・19歳からの相談件数・比率とも**横ばい**。

年度	相談 受付件数	65歳以上		18歳未満		18・19歳	
		相談件数	比率	相談件数	比率	相談件数	比率
令和4	1,982	701	35.4%	32	1.6%	26	1.3%
令和5	2,063	635	30.8%	14	0.7%	27	1.3%
令和6	2,190	670	30.6%	18	0.8%	27	1.2%



(4)販売購入形態別相談状況

- 令和6年度の状況は**通信販売**が最も多い。
昨年度と比較して相談件数・相談比率とも**増加**。
- 店舗購入については**減少傾向**。
- 昨年度と比較して**増加傾向**の販売購入形態は、**訪問販売**と**電話勧誘販売**。

相談件数		販売購入形態								
		店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチ まがい	電話勧誘 販売	送り付け 商法	訪問購入	その他 無店舗	不明・ 無関係
令和 5年度	2,063	242	115	642	20	109	6	13	4	912
		11.7%	5.6%	31.1%	1.0%	5.3%	0.3%	0.6%	0.2%	44.2%
令和 6年度	2,190	239	188	736	7	171	3	11	2	833
		10.9%	8.6%	33.6%	0.3%	7.8%	0.1%	0.5%	0.1%	38.0%

(5)商品・役務別相談状況

- 商品・役務別相談件数について
「商品」については**増加傾向**、
「役務」については**減少傾向**。
- 「商品」分類の最多相談件数は**商品一般**。
- 「商品」分類で**食料品、保健衛生品**が件数、比率とも**大幅増加**。
- 「役務」分類の**金融・保険サービス**の相談件数が最も多いが**減少傾向**。
- 「役務」分類は**工事・建築・加工、運輸・通信サービス**が件数、比率とも**大幅増加**。

分類・年度		令和6年度	令和5年度	前年度比
商品	商品一般	238	217	109.7%
	食料品	165	129	127.9%
	住居品	72	54	133.3%
	光熱水品	58	34	170.6%
	被服品	65	71	91.5%
	保健衛生品	221	158	139.9%
	教養娯楽品	119	131	90.8%
	車両・乗り物	63	60	105.0%
	土地・建物・設備	43	32	134.4%
	他の商品	2	3	66.7%
	商品計	1,046	889	117.7%
役務	クリーニング	6	5	120.0%
	レンタル・リース・貸借	64	66	97.0%
	工事・建築・加工	88	54	163.0%
	修理・補修	36	38	94.7%
	管理・保管	1	1	100.0%
	役務一般	16	20	80.0%
	金融・保険サービス	233	271	86.0%
	運輸・通信サービス	218	138	158.0%
	教育サービス	4	1	400.0%
	教養・娯楽サービス	101	114	88.6%
	保健・福祉サービス	76	111	68.5%
	他の役務	116	155	74.8%
	内職・副業・ねずみ講	23	16	143.8%
	他の行政サービス	3	9	33.3%
役務計	985	999	98.6%	
他の相談		159	175	90.9%

(6)商品・役務別相談分類上位の令和6年度相談内容

商品1位：**商品一般**(R6相談件数 238件・対前年度+18件)

◇分類内容

商品の相談であることが明確であるが、特定できない、または特定する必要のない相談。

◇相談内容等の傾向

詐欺、**インターネット通販**、**名義冒用**をキーワードとした相談が多く寄せられています。

◇主な相談内容

- ・携帯電話に「2時間後に携帯電話が使えなくなる」という自動音声の電話が来た。
- ・未納料金があるとのSNSが入り、電話で問合せしたら45万円の請求を受けた。
- ・海外から覚えのない商品が届いた。
- ・SNSに「お金をあげます」とのDMが届き指示に従って手続きしたら、なぜかお金を支払っていた。

令和6年度		相談者年齢							
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	その他不明
総数	2,190	32	127	178	247	336	390	479	401
		1.5%	5.8%	8.1%	11.3%	15.3%	17.8%	21.9%	18.3%
商品一般	238	1	12	19	31	32	33	49	61
		0.4%	5.0%	8.0%	13.0%	13.4%	13.9%	20.6%	25.6%

商品 2 位：保健衛生品(R6相談件数 221件・対前年度+59件)

◇分類内容

人の身体を清潔にし、美化し、または健康を保ち、疾病を治療するために使用される商品。

◇相談内容等の傾向

化粧品に関する相談が 185件と最も多く、**インターネット通販**、**定期購入**、**解約**をキーワードとした相談が多く寄せられています。

相談者の年齢は、全体と比較して**50代**・**60代**からの相談が多い傾向。

◇主な相談内容

- ・殺菌ジェルを通信販売で購入したが、頼んでいないのに商品が再度届けられた。
- ・ゲームアプリで「1回限り・解約なし」と載っていた広告からクリームを購入したが商品が再度届けられた。
- ・インターネット広告から美容液を4回縛りの定期購入をした後、肌に合わないので解約を申し出したが断られた。

令和6年度		相談者年齢							その他不明
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	
総数	2,190	32	127	178	247	336	390	479	401
		1.5%	5.8%	8.1%	11.3%	15.3%	17.8%	21.9%	18.3%
保健衛生品	221	0	3	7	14	57	73	53	14
		0.0%	1.4%	3.2%	6.3%	25.8%	33.0%	24.0%	6.3%

商品 3 位：食料品(R6相談件数 165件・対前年度+33件)

◇分類内容

飲食に供される商品。

◇相談内容等の傾向

健康食品に関する相談が 115件と最も多く、インターネット通販、定期購入、解約をキーワードとした相談が多く寄せられています。

相談者の年齢は、全体と比較して**60代・70歳以上**からの相談が多い傾向。

◇主な相談内容

- ・初回500円のサプリメントをインターネットで購入した後、次回配送の解約手続きをしたはずが2回目が届いてしまった。
- ・ネットでカメラのレンズを検索して出てきたサイトにアクセスし個人情報を入れたらサプリメントの注文だった。
- ・ウォーターサーバーを解約しようとしたら高額な解約料を請求された。
- ・米が売っていない。どこへ行けば買えるのだろうか。

令和6年度		相談者年齢							その他不明
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	
総数	2,190	32	127	178	247	336	390	479	401
		1.5%	5.8%	8.1%	11.3%	15.3%	17.8%	21.9%	18.3%
食料品	165	2	7	5	17	27	47	42	18
		1.2%	4.2%	3.0%	10.3%	16.4%	28.5%	25.5%	10.9%

役務 1 位：金融・保険サービス (R6相談件数 233件・対前年度△40件)

◇分類内容

生命保険・損害保険等の保険、貯蓄・証券・債権、金融派生商品及び融資・振込・送金等の金融サービス。

◇相談内容等の傾向

融資サービスに関する相談が 163件と最も多く、多重債務、時効、債権回収業者をキーワードとした相談が多く寄せられています。

相談者の年齢は、全体と比較して20代・40代・50代からの相談が多い傾向。

◇主な相談内容

- ・クレジットカードを解約したが請求が続いているので問い合わせしたがリボ払いになっていると言われたが、設定した覚えがない。
- ・必ず儲かるとうたうネット広告からFXのサイトに登録し代金を振り込んだが、しばらくして事業者と連絡が取れなくなった。
- ・収入が安定せず生活費として借り入れした債務やクレジットカードの債務が膨らみ支払えない。

令和 6 年度		相談者年齢							その他不明
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	
総数	2,190	32	127	178	247	336	390	479	401
		1.5%	5.8%	8.1%	11.3%	15.3%	17.8%	21.9%	18.3%
金融・保険 サービス	233	0	27	20	33	43	31	46	33
		0.0%	11.6%	8.6%	14.2%	18.5%	13.3%	19.7%	14.2%

役務 2 位：運輸・通信サービス (R6相談件数 218件・対前年度+78件)

◇分類内容

旅客・貨物運送サービスおよび電話、放送、インターネット等の通信サービス。

◇相談内容等の傾向

インターネット通信サービスに関する相談が 120件と最も多く、解約、電話勧誘、家庭訪販をキーワードとした相談が多く寄せられています。

相談者の年齢は、全体と比較して60代・70歳以上からの相談が多い傾向。

◇主な相談内容

- ・固定電話に国の機関を名乗り「2時間後に電話回線を停止する」との電話が来た。
- ・家族が電話勧誘でポケットWi-Fiの契約を結んでしまった。不要なので解約の手続きをしたら解約料がかかると言われた。
- ・電話勧誘で光回線の契約をしたが工事終了後に今まで使用していた回線の契約解除に解約料がかかるのがわかった。

令和 6 年度		相談者年齢							
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	その他不明
総数	2,190	32	127	178	247	336	390	479	401
		1.5%	5.8%	8.1%	11.3%	15.3%	17.8%	21.9%	18.3%
運輸・通信 サービス	218	3	3	15	18	29	45	69	36
		1.4%	1.4%	6.9%	8.3%	13.3%	20.6%	31.7%	16.5%

役務 3 位：他の役務(R6相談件数 116件・対前年度△43件)

◇分類内容

サービス業のうち他の項目に該当しないもの。

◇相談内容等の傾向

詐欺、電話勧誘、インターネット通販をキーワードとした相談が多く寄せられています。
相談者の年齢は、全体と比較して**60代・70歳以上**からの相談が多い傾向。

◇主な相談内容

- ・知らない業者から「明日、太陽光パネルの点検に伺う」との電話があったが信用できるか。
- ・親がパソコンを使っていたらウイルス警告の画面が表示され消すことができない。
- ・引っ越しをするので使っていた介護用ベッドを処分しようとしたが見積もりより高い金額を請求された。普通はどのくらいの金額なのか。

令和 6 年度		相談者年齢							
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	その他不明
総数	2,190	32	127	178	247	336	390	479	401
		1.5%	5.8%	8.1%	11.3%	15.3%	17.8%	21.9%	18.3%
他の役務	116	2	5	11	12	13	27	29	17
		1.7%	4.3%	9.5%	10.3%	11.2%	23.3%	25.0%	14.7%

(7)-①年齢別相談内容

20歳未満

主な内容は「子がオンラインゲームで高額の課金をしてしまった。課金を取り消したい。」など子が行った契約行為に対する親からの相談が多く寄せられています。

令和6年度		令和5年度	
分類	件数	分類	件数
他の教養・娯楽	9	他の教養・娯楽	11
健康食品	2	商品一般	6
自動車	2	理美容	5
レンタル・リース・賃借	2	音響・映像製品	3
インターネット通信サービス	2	健康食品	2
役務その他	2	他の金融関連サービス	2

20代

他年代に見られない分類として「内職・副業」「理美容」があり、「理美容」は主に脱毛エステに関する相談。「内職・副業」は外国為替取引や投資に関する相談が寄せられています。

また、これらの契約に係るクレジット、借り入れに伴う返済が困難であるとの相談が併せて寄せられています。

令和6年度		令和5年度	
分類	件数	分類	件数
融資サービス	16	理美容	40
商品一般	12	融資サービス	17
内職・副業	12	商品一般	10
理美容	10	他の教養・娯楽	8
自動車	7	集合住宅	8
他の金融関連サービス	7		

(7)-②年齢別相談内容

30代

主な内容は、**生活に係る相談や要望**に関する相談が多く寄せられています。

「自動車」については、**中古自動車に関する設備や故障**に関する相談が寄せられています。

令和6年度		令和5年度	
分類	件数	分類	件数
商品一般	19	融資サービス	16
融資サービス	15	商品一般	13
自動車	12	理美容	9
相談その他	10	自動車	9
役務その他	9	役務その他	8

40代

主な内容は、身に覚えのない請求や架空請求などの「**商品一般**」に関する相談が多く寄せられています。

「融資サービス」に関しては、**債権譲渡通知が郵送されたがどうすればよいか**、など相談が寄せられています。

令和6年度		令和5年度	
分類	件数	分類	件数
商品一般	31	融資サービス	39
融資サービス	27	商品一般	25
他の教養・娯楽	14	相談その他	17
インターネット通信サービス	13	化粧品	12
健康食品	12	他の教養・娯楽	11
		自動車	11

(7)-③年齢別相談内容

50代

主な内容は、「化粧品」の**定期購入、解約**に関する相談が多く寄せられています。

「融資サービス」に関しては、**債権譲渡通知が郵送されたがどうすればよいか**、など相談が寄せられています。

「商品一般」に関しては、**電話や郵送などで身に覚えのない請求や架空請求**に関する相談が多く寄せられています。

令和6年度		令和5年度	
分類	件数	分類	件数
化粧品	52	融資サービス	40
融資サービス	33	化粧品	28
商品一般	32	商品一般	26
健康食品	18	役務その他	26
インターネット通信サービス	13	自動車	16
		健康食品	16

60代

主な内容は、「化粧品」やサプリメントなどの「健康食品」の**定期購入、解約**に関する相談が多く寄せられています。

「商品一般」に関しては、**国の機関から2時間以内で電話が使えなくなるとの電話があった**など成りすまし詐欺に関する相談が多く寄せられています

令和6年度		令和5年度	
分類	件数	分類	件数
化粧品	65	商品一般	45
健康食品	40	化粧品	39
商品一般	33	役務その他	35
インターネット通信サービス	30	融資サービス	27
融資サービス	22	健康食品	17

(7)-④年齢別相談内容

70歳以上

主な内容は、国の機関から2時間以内で電話が使えなくなるとの電話があったなどの「商品一般」に関する相談が多く寄せられています。

「化粧品」については、定期購入、解約に関する相談が多く寄せられています。

「インターネット通信サービス」については、光回線契約に関する相談が多く寄せられています。

令和6年度		令和5年度	
分類	件数	分類	件数
商品一般	49	商品一般	41
化粧品	37	化粧品	34
インターネット通信サービス	35	役務その他	20
健康食品	29	相談その他	17
融資サービス	29	融資サービス	17

(8) その他

消費生活相談処理結果

事業者とのあっせんに関して、昨年度と比較し、解決件数、解決率とも**上昇**しています。

処理結果	令和6年度		令和5年度	
	件数	構成比	件数	構成比
他機関紹介	210	9.6%	226	11.0%
助言（自主交渉）	1,485	67.8%	1,376	66.7%
その他情報提供	128	5.8%	166	8.0%
あっせん解決	231	10.5%	168	8.1%
あっせん不調	10	0.5%	14	0.7%
処理不能	65	3.0%	58	2.8%
処理不要	61	2.8%	55	2.7%
処理結果計	2,190		2,063	
あっせん	令和6年度		令和5年度	
	件数	構成比	件数	構成比
あっせん解決	231	95.9%	167	92.3%
あっせん不調	10	4.1%	14	7.7%
あっせん計	241		181	

多重債務無料法律相談

福島県弁護士会いわき支部の協力により、債務返済に困っている方に債務整理方法等をアドバイスしています。

令和6年度の相談件数は33件と昨年度と同程度です。

相談者の状況としては、消費者金融の他、銀行ローンの返済に苦慮している傾向です。

		令和6年度	令和5年度
相談件数		33	34
性別	男性	18	20
	女性	15	14
年代	20歳未満	0	0
	20代	4	4
	30代	4	6
	40代	7	5
	50代	10	9
	60代	3	9
70歳以上	5	1	

3 令和6年度消費者教育（啓発）の 実施状況について

(1) 消費者教育
推進事業

(2) 消費者教育
啓発事業

(1) 消費者教育推進事業

○消費者教育推進講座

小・中・高校生を対象に消費者教育に関する知識の普及・啓発を実施している。

講座実施にあたり一般社団法人消費者力開発協会に委託している。

講座実施 ()内は受講人数

- ・小学校 39校(1,660人)
- ・中学校 11校(1,495人)
- ・高等学校 1校(90人)

○地域講座（出前講座）

公民館や福祉団体などからの依頼に基づき消費生活トラブルの注意喚起や対処方法などを消費生活センター職員等が説明している。

講座実施 ()内は受講人数

- ・ 23回(347人)

○消費生活コーディネーター養成講座

本市の消費者教育のさらなる充実と強化を図るため、消費者教育を学習した市内在住の方を「消費生活コーディネーター」として認定しています。

また、消費生活コーディネーターの能力向上を目的とした「ブラッシュアップ講座」を開催しました。

消費生活コーディネーター認定数：4人(累計35人)

消費生活ブラッシュアップ講座 2回

消費者教育
推進講座の様子
(小名浜第一中学校)



○親子で学ぶ消費生活講座

消費生活への関心を高めるとともに、かしこい消費者になるための意識醸成を図ることを目的として、小学生及びその保護者を対象に開催しています。

・ふろしき作法講座（R6.8.1開催）

目的：風呂敷のお話と、暮らしの中で役立つ使い方を学ぶ。また、身近にできるエシカル消費の取組みについて理解を深める。

講師：呉服處根本 根本氏

参加者：14組30人



・お金の秘密を探ろう（R6.8.7開催）

目的：お金の大切さや銀行の役割について理解を深め、お金を観察しながら、最新の偽造防止技術などについて学ぶ。

講師：株式会社東邦銀行

参加者：36組82人



(2) 消費者教育啓発事業

○消費者教育副読本の作成・配付

小学校における消費者教育をより効果的に推進することを目的に作成し、**市内小学校4年生**を目安に配付しています。

配付数：61校2,962枚

○消費者教育ガイドブックの作成・配付

成年年齢の引き下げに伴う消費者教育をより効果的に推進することを目的に作成し、**市内高等学校3年生**を目安に配付しています。

配付数：22校2,865枚

○啓発パンフレット、悪質訪問防止ステッカーの作成

悪質な訪問販売や電話勧誘などの消費者被害の未然防止や消費生活相談先の啓発のため、パンフレットやシールステッカーを作成し、つどいの場や消費生活講座などに配布してま

す。
※つどいの場：地域の高齢者を主体とした団体で、市が運営を支援しながら、健康づくりや介護予防に関する活動をしている。

○くらしの豆知識の作成・配付

消費者トラブルの対策に役立つ情報や日常生活に関わりの深いテーマを幅広く取り上げた「くらしの豆知識」を本市支所・福祉関連窓口に配布・設置しています。

設置場所：支所、保健福祉センター、地域包括支援センター 等74か所

○多言語対応啓発パンフレットの作成・配付

本市在住外国人の増加に伴い、多言語に対応したパンフレットを作成し、外国人の消費者被害防止を目的に関係機関に配布しています。

配布先：市国際交流協会、支所、公民館 等51か所

○その他情報発信・啓発

様々な媒体を利用し消費生活に係る注意喚起情報や消費生活相談案内などの情報発信を実施しています。

- ・いわき民報社の協力により毎月最終月曜日に消費者トラブルに関する注意喚起情報の掲載。
- ・成人式で希望者に「若者に注意してほしい消費者トラブル」をメールにて発信。
- ・市社会福祉協議会が高齢者向けに配付している「くらしのカレンダー」に高齢者が被害に逢いやすい消費者トラブルの情報の提供。
- ・本市公式ホームページ、SNSや防災メール配信サービスにおいて最新情報の更新や発信。

4 令和7年度消費者教育（啓発）の 実施予定について

令和4年2月に策定した「**第二次いわき市消費者教育推進計画**」に掲げる重点目標のため、若年層への消費者教育の推進を図るとともに、高齢者や障がい者の他、見守りを行う方たちへの各種啓発を実施します。

また、消費生活コーディネーター・ブラッシュアップ講座を通じて、消費者教育を担う人材育成に努めます。

この他、様々な媒体を活用しながら、幅広い年代層に対し、情報発信を実施します。

(1) 消費者教育推進事業

○消費者教育推進講座

小・中・高校生を対象に消費者教育に関する知識の普及・啓発を実施します。
消費者教育推進講座実施予定：小学校 45校、中学校 15校、高等学校 1校

○地域講座（出前講座）

公民館や福祉団体などからの依頼に基づき消費生活トラブルの注意喚起や対処方法などを消費生活センター職員等が説明します。
地域講座実施予定：16回

○消費生活コーディネーター ブラッシュアップ講座

市が認定した「消費生活コーディネーター」能力向上を目的とした講座を実施します。
消費生活ブラッシュアップ講座実施予定：3回

○親子で学ぶ消費生活講座

小学生及びその保護者に消費生活に係る学習機会を提供し、消費生活への関心を高め、かしこい消費者になるための意識醸成を目的に実施します。
講座実施予定：令和7年8月・2回

(2) 消費者教育啓発事業

○消費者月間記念事業

毎年5月の消費者月間の周知を図るため、市の施設等に広報ポスターを掲示し、テーマに沿った注意喚起情報等を発信します。

令和7年度統一テーマ：明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費

○消費者教育副読本の作成・配付

小学4年生以上の授業の補助教材として活用できる副読本を作成・配付し、小学生の消費者教育に係る理解促進を図ります。

○消費者教育ガイドブックの作成・配付

若年層の消費生活トラブルを防止する目的としてガイドブックを作成し、市内中学2年生を対象に配付します。

○啓発パンフレット・ポスター、悪質訪問防止ステッカーの作成

悪質な訪問販売や電話勧誘などの消費者被害の未然防止や消費生活相談先の啓発のため、パンフレットやシールステッカーを作成し、敬老会や地域講座などに配布します。

注意喚起情報ポスターを作成し、市民の目につきやすい商業施設、金融機関等に配付します。

○くらしの豆知識の作成・配付

消費者トラブルの対策に役立つ情報や日常生活に関わりの深いテーマを幅広く取り上げた「くらしの豆知識」を市民の方が閲覧できることを目的に、本市支所・福祉関連窓口に配布・設置します。

○多言語対応啓発パンフレットの作成・配付

本市在住外国人の増加に伴い、多言語に対応したパンフレットを作成し、外国人の消費者被害防止を目的に関係機関に配布します。

○その他情報発信・啓発

様々な媒体を利用し消費生活に係る注意喚起情報や消費生活相談案内などの情報発信を実施します。

- ・いわき民報に消費者トラブルに関する注意喚起情報の掲載。
- ・成人式に参加する方に消費者トラブルに係る注意喚起情報をメールで発信。
- ・高齢者向けに配付している「くらしのカレンダー」に高齢者が被害に逢いやすい消費者トラブルの情報の提供。
- ・本市公式ホームページ、SNSや防災メール配信サービスにおいて最新情報の更新や発信。